



早川 公二 議員
無会派

問 未利用地の利活用の取組は

答 市公有財産利活用基本方針を策定



▲市内未利用地

問 普通財産と未利用の行政財産の箇所数は。

答 (財政課長) 73か所と4か所。

問 普通財産と未利用の行政財産の面積は。

答 76954㎡と5731㎡。

問 年間の維持管理費は。

答 令和4年度は約28万円と約24万円。

問 未利用地は利活用していくのか。

答 (総務部長) 利活用が可能な財産から進める。

問 未利用地の利活用への取組は。

答 本年3月に「市公有財産利活用基本方針」を策定し、方針に基づき取り組んでいく。市ホームページで利活用のアイデアを募集中。

問 利活用の周知方法は。

答 売却に当たっては、「市有財産売却情報」を市ホームページに掲載し、東海財務局のホームページにリンクしている。

問 もっと広く周知できないか。

答 商工会を始め、各種団体にも売却に係る情報提供を行っていく。

問 危険な交差点は、把握しているか。

答 (土木課長) 職員や市民からの情報提供の範囲で把握。

問 また、交通事故が発生した交差点は、概ね把握。

答 警察と一緒に、その事故の要因を分析し、有効な安全対策を検討。また「市通学路安全推進会議」で、学校や保護者からの要望を検討し実施。



▲電光表示板

問 電光表示による注意喚起は

答 光による注意喚起は有効である

問 対策していない箇所の今後は。

答 「市通学路交通安全プログラム」により、関係機関と連携しながら取り組んでいる。

問 今後の安全対策は。

答 カーブミラーや注意看板など、地域からの要望をもらい設置。光による注意喚起も有効。

問 (市長) 光によるセンサーは有効。設置を進めていきたい。

